

3年次編入学者の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項

(平成16年4月1日学長決裁)

[令和7年2月7日最終改正]

(趣旨)

1 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号）第14条の規定に基づき、島根大学の3年次に編入学した学生の入学前の既修得単位の認定は、入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁、以下「取扱要項」という。）の規定にかかわらず、この要項の定めにより取り扱うものとする。ただし、医学部に編入学した学生の入学前の既修得単位の認定に関する取扱いについては、別に定める。

(授業科目の取扱い)

2 全学基礎教育科目については、卒業に必要な単位を修得したものとして取り扱う。ただし、全学基礎教育科目と専門教育科目から学生が自由に選択して履修する科目（以下「自由科目」という。）を除く。

3 前項の規定にかかわらず、全学基礎教育科目については、学科又は課程等ごとに、学部長が教育上有益と認めた場合に限り、取扱要項第4項から第8項の規定に準じた取扱い（以下「個別認定」という。）とすることができる。この場合において、学部長は、あらかじめ大学教育センター長に協議しなければならない。

4 専門教育科目については、個別認定により取り扱うものとする。ただし、学部長が教育上有益と認めた場合、この限りでない。

5 既修得単位として認定する単位数の合計は、3年次に編入学した学生が入学前の大学又は短期大学等において修得した単位数を超えないものとする。

(通知及び報告)

6 学部長は、この要項により単位を修得したものとして取り扱った場合は、当該学生に対して単位認定通知書（別紙様式第1号）により通知するとともに、大学教育センター長に単位認定報告書（別紙様式第2号）により報告するものとする。

(履修指導等)

7 学部長は、この要項による入学前の既修得単位認定の状況及び選抜試験の結果等により履修指導等が必要であると認めた場合は、自由科目において履修指導するほか、卒業に必要な単位数を超えて現に開講されている授業科目及び補習指導のため特別に開講される授業科目を履修するよう指導するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月10日一部改正）

この要項は、平成17年3月10日から実施し、平成16年12月22日から適用する。

附 則（平成18年2月7日一部改正）

この要項は、平成18年2月7日から実施する。ただし、この要項による改正後の島根大学における3年次編入学者の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項第2項及び第5項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年1月28日一部改正）

1. この要項は、平成27年4月1日から実施する。

2. 前項の規定にかかわらず、平成26年度の生物資源科学部3年次編入学者については、この要項を適用する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和元年6月27日一部改正）

この要項は、令和元年6月27日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日一部改正）

この要項は、令和元年9月30日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和7年2月7日一部改正）

- 1 この要項は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 令和7年度以前の3年次編入学者については、この要項による改正後の3年次編入者の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項第2項から第7項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式第1号

令和 年 月 日

学部 学科・課程

殿

学部長

単位認定通知書

下記のとおり単位を修得したものととして取り扱うので通知します。

記

授業科目の区分	卒業に必要な単位数	修得したものととして取り扱う単位数	備考
全学基礎教育科目			
専門教育科目			
自由科目			
計			

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙様式第2号

令和 年 月 日

大学教育センター長 殿

学 部 長

令和 年度3年次編入学者の入学前の単位認定報告書

このことについて、3年次編入学者の入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項に基づき、下記のとおり単位を修得したものととして取り扱いますので報告します。

記

I 学科名

- 1 科目及び単位数
全学基礎教育科目
- 2 学生の氏名及び所属学科

II 学科名

(以下、略)

注 各学生の最終出身学校の成績証明書又は単位修得証明書の写しを添付すること。

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。